

別添 3 .

エコマーク商品類型 106「情報用紙 Version2.1」、107「印刷用紙 Version2.1」
および 108「衛生用紙 Version2.1」認定基準の一部改定について

標記認定基準における産業古紙の定義を明確にするため、以下のとおり軽微な改定を行う。

1. 「3.用語の定義」を次のとおり改定する。(太字下線部分を追加)

産業古紙：原紙の製造工程後の加工工程（紙加工工場、紙製品工場、印刷工場および製本工場など、紙を原材料として使用する工場）から発生し、製品として使用されない紙。ただし、原紙の製造工程(**工場**)内で発生し、再び同じ工程(**工場**)内で原料として使用される紙は除く。

2. 改定日 2004年10月14日

以上